

論点に対する回答

分野	「にぎわいある街づくりに向けた道路占用に係る手続のワンストップ化」について
省庁名	国土交通省
<p>令和4年9月13日公開の経団連規制改革要望において、「にぎわいある街づくりに向けた道路占用に係る手続のワンストップ化」が公表されたものと承知しています。</p> <p><要望内容・要望理由></p> <p>道路を占用して路上に飲食施設等を設置しようとする際、指定区間内の国道では、歩行者利便増進道路制度に基づき、オンライン上で公開された道路占用許可基準および道路使用許可基準の確認事項を満たす場合、申請者は道路管理者および都道府県警察へ事前相談を行うことなく、道路占用許可および道路使用許可を「道路占用システム」によりオンラインで一括申請することができる。</p> <p>他方、指定区間内の国道を除く、地方公共団体が管理する道路（指定区間外の国道、都道府県道、市区町村道）は、「道路占用システム」の対象とされていない。政府は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「民間事業者等が社会経済活動を行うために地方公共団体に対して行う申請・届出等については、原則として、既存の共通機能である e-Gov 等を活用した行政手続のオンライン化・標準化を図ること」としており、同計画内で、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として定める道路占用許可申請についても、e-Gov を利用したオンライン化の促進を検討している。</p> <p>そこで、①デジタル庁や国土交通省が中心となり、地方公共団体における道路占用許可申請について、e-Gov を利用した標準化した形での手続のオンライン化の早期実現を図るべきである。その上で、②「道路占用システム」と e-Gov のシステム間直接連携等により、指定区間内の国道とその他の道路を同時に占有しようとする場合も、2つのシステム上でそれぞれ手続を行うのではなく、1つのシステム上でワンストップに行えるようにすることで、利便性を向上させるべきである。</p> <p>これにより、道路占用に係る手続がオンライン上でワンストップサービス</p>	

となれば、飲食店等が屋外客席を設置することがより容易になり、オープンスペースの活用が進み、にぎわいのある魅力的な街づくりに貢献することが期待できる。

当該要望にかかる以下の論点について御回答ください。

論点 1 都道府県道、市区町村道にかかる道路占用許可申請のオンライン化

① 地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道にかかる道路占用許可申請のオンライン化における対応方針について説明いただきたい。

② 上記オンライン化の普及促進にかかる対応方針について説明いただきたい。

参考事例として、介護サービスに係る厚生労働省の「電子申請届出システム」の利用が地方公共団体に委ねられているところ、利用の原則化をするために所要の法令上の措置を講ずることを答申（令和4年5月27日）にて求めたところである。※詳細は後述の【論点 1 参考】参照

【回答 1】

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、新たにオンライン化等の検討を行う際は、e-Gov等の利用を第一に検討することとされており、デジタル庁と連携して、地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道に係る道路占用許可申請手続のオンライン化についても、e-Govを利用したオンライン申請が可能となるよう取り組んでいるところ。具体的には、令和5年度は試行的にいくつかの地方公共団体への道路占用許可申請手続についてオンライン化を行い、令和6年度以降、段階的に地方公共団体の対象範囲を拡大していく方針である。

地方公共団体におけるe-Govを利用した道路占用許可申請手続のオンライン化が多くの方公共団体で速やかに進むよう、デジタル庁とも連携して、まずは、システムの確実な整備と本取組の地方公共団体等への情報提供に取り組んでいく考えである。

論点 2 国道とのワンストップ申請

国土交通省が管轄する国道における道路占用許可については「道路占用システム」にてオンライン申請が可能となっている。地方公共団体が管理する都道府県道、市区町村道にかかる道路占用許可申請のオンライン化において、国道・都道府県道・市区町村道に跨って占用する場合の申請の利便性を

考慮し、国道とのワンストップ申請についても対応を検討すべきではないか。

【回答2】

地方公共団体の道路占用許可申請のオンライン化を進めるに当たっては、その進捗状況等も勘案しつつ、デジタル庁とも連携して、地方公共団体と国への道路占用許可申請がワンストップ等により円滑に行えるよう、検討して参りたい。

論点3 申請項目の統一

- ① 地方公共団体の申請は、同じ申請でも地方公共団体ごとに申請様式がバラバラであり、申請者の負担となる場合があるところ、道路占用許可申請においては、道路法第三十二条第二項、および道路法施行規則第四条の三により道路法施行規則様式第5にて様式統一を図っているという理解でよいか。
- ② 地方公共団体の道路占用許可申請のオンライン化においても、申請項目を統一した形で地方公共団体に普及促進すべきではないか。

【回答3】

- ① 国土交通省においては、道路法施行規則第四条の三により道路法施行規則様式第5にて申請様式の統一を図っているところ。
- ② 地方公共団体の道路占用許可申請のオンライン化に当たっては、道路法施行規則様式第5の申請項目をもって、オンライン申請できることとしたい。

論点4 道路占用許可と道路使用許可の一括申請

道路法第三十二条第四項、道路交通法七十八条第二項により、道路占用許可申請と道路使用許可申請（警察庁）の一括申請が可能となっており、国道については、「道路占用システム」にて一括申請が可能としているところ、都道府県道、市区町村道にかかる道路占用許可申請のオンライン化に際し、警察庁と連携して都道府県道、市区町村道でも一括申請を可能とすべきではないか。

【回答4】

警察庁と連携して、都道府県道、市区町村道にかかる道路占用許可申請のオンライン手続においても、一括申請が可能となるよう、取り組んで参りたい。

論点5 確認事項の公開

国道で歩行者利便増進道路制度を適用する場合は、道路占用許可基準の確認事項※が公開されている。

都道府県道、市区町村道の状況如何。

※歩行者利便増進道路制度における沿道飲食店等の路上利用に係る道路占用許可の確認事項：<https://www.mlit.go.jp/road/senyo/pdf/15.pdf>

【回答5】

道路を占用して路上に飲食施設等を設置しようとする際、指定区間内の国道では、歩行者利便増進道路制度に基づき、オンライン上で公開された道路占用許可基準および道路使用許可基準の確認事項を満たす場合、申請者は道路管理者および都道府県警察へ事前相談を行うことなく、道路占用許可および道路使用許可をオンライン等で一括申請することができる旨を記載した通知については、令和2年12月18日に、国土交通省地方整備局宛てに通知（以下「本通知」という。）を発出し、当該確認事項については、国土交通省等のホームページで公開されているところ。

本通知は、同日付けで、地方公共団体に対しても、参考として通知し、その周知を図ったところであるが、現時点において、地方公共団体では、国と同様の取組が、未だ十分には進んでいないものと認識している。

このため、地方公共団体においても、歩行者利便増進道路制度における占用許可等の円滑化という本通知の趣旨を十分にご理解いただき、確認事項の公開による占用許可等の円滑化が進むよう、改めて文書等で丁寧な周知を行うなど、その普及に努めて参りたい。

【論点1 参考】

○答申（令和4年5月27日） 抜粋

【c：（前段）令和7年度措置、（後段）令和4年度上期措置】

c 厚生労働省は、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、介護事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者の選択により、厚生労働省の「電子申請届出システム」を利用して、申請・届出先の地方公共団体を問わず手続を完結し得ることとするための所要の法令上の措置を講ずる。ただし、特段の事情があり、電子申請届出システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によるものとし、当該地方公共団体の名称を厚生労働省において公表する。

なお、当該措置が完了するまでの当面の間、厚生労働省は、介護事業者が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したWEB上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。

【論点3 参考】

○道路法 第三十二条

1 <省略>

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事実施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

3～ <省略>

○道路法施行規則 第四条の三

法第三十二条第二項の申請書及び法第三十五条の規定により協議し、同意を得ようとする場合の協議書の様式は、別記様式第五とする。

2 <省略>

○道路法施行規則 式第五（第四条の三関係）

様式第五(第四条の三関係) (用紙 A4)

道路占用 許可申請 書

(道路管理者) 殿

新 更 変 (番 号)
規 更 更 年 月 日

年 月 日

〒
住所
氏名
担当者
TEL
E-mail

道路法 第32条 第35条の規定により 許可を申請 協議 します。

占用の目的			
占用の場所	路線名		
	場所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件 の 構 造
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事実施 の 方 法

道路の 復旧方法		添付書類	
備考			

記載要領

1. 「許可申請 協議」、「第32条 第35条」及び「許可を申請 協議」については、該当するものを○で囲むこと。
2.

新 規	更 新	変 更
--------	--------	--------

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
3. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
4. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
5. 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
6. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

【論点4 参考】

○道路法 第三十二条

1～3 <省略>

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5～<省略>

○道路交通法 第七十八条

1 <省略>

2 前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。

3～<省略>